改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「第四十一条第一項第三号」を「第四十一条第一項第三号イ」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項を同条第十八項とし、同条第二十項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の⑴」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項第一号中「七十五」を「八十」に改め、同項を同条第二十項とし、同条中第二十二項を第二十一項とし、第二十三項を第二十二項とし、第二十四項を第二十三項とし、同条第二十五項中「二・五トンを超え」及び「又はトラック」を削り、「いう。」の下に「第二十六項及び」を加え、同項第一号中「第四十一条第一項第七号イの表の⑶」を「第四十一条第一項第七号イの表の⑵又は⑶に掲げる自動車の種別に応じ、同表」に改め、同項第二号中「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五」を「令和二年度燃費基準達成レベルが百五」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十六項中「二・五トンを超え」を削り、「百以上」を「百十以上」に改め、同項を同条第二十五項とし、同項の次に次の一項を加える。

26　法第百四十九条第一項第六号ホに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一　窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第七号イの表の⑶の窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二　令和四年度燃費基準達成レベルが百以上であること及び当該自動車に係る自動車検査証においてその旨が明らかにされていること。

第九条の二第二十七項中「第百四十九条第一項第六号ヘ」を「第百四十九条第一項第六号ホ」に、「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百二十」を「令和四年度燃費基準達成レベルが百五」に改め、同条第二十八項中「第百四十九条第一項第六号ヘ」を「第百四十九条第一項第六号ト」に、「同号ヘ⑴⑴」を「同号ト⑴⑴」に改め、同項第二号中「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十」を「燃費評価実施要領第四条に規定する平成二十七年度燃費基準達成・向上達成レベル（第九条の四において「平成二十七年度燃費基準達成レベル」という。）が百十五」に改め、同条第二十九項中「第百四十九条第一項第六号ヘ⑴⑴」を「第百四十九条第一項第六号ト⑴⑴」に改め、同条第三十項中「第百四十九条第一項第六号ヘ⑴⑵」を「第百四十九条第一項第六号ト⑴⑵」に改め、同条第三十二項中「規定する」の下に「令和四年度基準エネルギー消費効率及び」を加え、「及び平成二十七年度基準エネルギー消費効率」を削り、同条第三十四項中「からニまで」を「、ロ及びホ」に、「及び第十一項から第十三項まで」を「、第十一項及び第十四項」に改め、同項の表第八項第二号の項中「第四条の三」を「第四条の五」に、「七十五」を「八十」に、「次号及び第十一項から第十三項まで」を「以下この条」に、「同条第一号」を「同告示第三条第一号」に、「百分の百六十二」を「百分の百七十三」に改め、同表第十二項第二号の項及び第十三項第二号の項を削り、同表に次のように加える。

第十四項第二号		
燃費評価実施要領第四条の三に規定する令和四年度燃費基準達成・向上達成レベル（以下この条及び第九条の四において「令和四年度燃費基準達成レベル」という。）が百以上であること及び	その旨	
十・十五モード燃費値が平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百六十三を乗じて得た数値以上であること並びに	その旨並びにＪＣ〇八モード法及びＷＬＴＣモード法により当該自動車のエネルギー消費効率が算定されていない旨	

第九条の二第三十七項中「第十七項、第二十項、第二十一項及び第二十四項」を「第十六項、第十九項、第二十項及び第二十三項」に改め、同項の表第八項第二号の項中「第四条の三」を「第四条の五」に、「七十五」を「八十」に、「百九」を「百十六」に改め、同表第十七項第二号の項中「第十六項第二号」を「七十五」を「八十」に、「百九」を「百十六」に改め、同表第二十項第二号の項中「第二十項第二号」を「第十九項第二号」に改め、同表第二十一項第一号の項中「第二十一項第一号」を「第二十項第一号」に、「七十五」を「八十」に、「百九」を「百十六」に改め、同表第二十四項第一号の項中「第二十四項第一号」を「第二十三項第一号」に改め、同条第三十八項中「及び第九条の四第二十五項」を「及び第九条の四第三十項」に、「含む。第九条の四第二十五項」を「含む。同項」に、「いう。第九条の四第二十五項」を「いう。同項」に、「第十七項まで、第二十項、第二十一項及び第二十四項」を「第十六項まで、第十九項、第二十項及び第二十三項」に、「第三十七項」を「前項」に改める。

第九条の四第一項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の⑴」に改め、同項第二号中「六十五以上七十五未満」を「七十以上八十未満」に改め、同条第二項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の⑵又は⑶」に、「二分の一」を「四分の三」に改め、同号ロ中「四分の一」に改め、同項第二号中「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百五以上百十未満」に改め、同条第五項中「二・五トンを超え」及び「バス又は」を削り、同項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のハ」を「第四十一条第一項第三号イの表の⑵又は⑶に掲げる自動車の種別に応じ、同表」に改め、同号ロ中「第四十一条第一項第三号イの表の⑶」を「第四十一条第一項第三号イの表の⑵又は⑶に掲げる自動車の種別に応じ、同表」に改め、同項第二号中「平成二十七年度燃費基準達成レベルが九十五以上百未満（車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、令和四年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満）」に改め、同条第六項中「バス又は」を削り、同項第一号イ中「第四十一条第一項第三号の表のハ」を「第四十一条第一項第三号イの表の⑶」に改め、同項第二号中「平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上百二十未満（バスにあつては、平成二十七年度燃費基準達成レベルが百十五以上で令和二年度燃費基準達成レベルが百未満）」を「令和四年度燃費基準達成レベルが百以上百五未満」に改め、同条第七項第一号イ中「第四十一条第一項第三号イの表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の⑴」に改め、同項第二号中「六十五以上七十五未満」を「七十以上八十未満」に改め、同条第八項第一号イ中「第四十一条第一項第三号イの表のイ」を「第四十一条第一項第三号イの表の⑴」に改め、同項第二号中「七十五」を「八十」に改め、同条第九項第一号中「六十五以上七十五未満」を「七十以上八十未満」に改め、同条第十項第一号中「七十五」を「八十」に改め、同条第二十五項中「第二十二項」を「第二十七項」に、「第二十三項及び第二十四項」を「前二項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十八項及び第十九項中「、第二号及び第三号イ」を「及びロ、第二号並びに第三号イ及びロ」に、「第十四項、第十八項及び第十九項」を「第十六項、第十七項及び第二十一項から第二十四項まで」に改め、同項の表第一項第二号の項中「六十五以上七十五未満」を「七十以上八十未満」に、「九十四」を「百二」に改め、同表第二項第二号の項中「六十五以上七十五未満」を「七十以上八十未満」に、「九十四」を「百二」に改め、同表第八項第二号の項中「六十五以上七十五未満」を「七十以上八十未満」に、「九十四」を「百二」に改め、同表第九項第一号の項中「六十五以上七十五未満」を「七十以上八十未満」に、「九十四」を「百二」に改め、同表第十項第一号の項中「七十五」を「八十」に、「百九」を「百十六」に改め、同表第十四項第二号、第十八項第二号及び第十九項第一号の項中「第十四項第二号、第十八項第二号及び第十九項第一号」を「第十六項第二号」に、「営業用の乗用車にあつては六十以上七十五未満」を「六十以上七十未満」に改め、同表に次のように加える。